	締結等（保険契約の締結又は保険契約への加入をいう。以下この条において同じ。）	締結
	締結等に	締結に
第二百九十四条の三第一項	自らが保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に係る業務その他の保険募集	共済募集
	この法律	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律
	保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の的確な遂行、二以上の	二以上の
	保険募集人指導事業	共済募集人指導事業
第三百条第一項	、保険募集又は自らが締結した若しくは保険契約に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為	又は共済募集
	行為（自らが締結した団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（被保険者に対する第一号に掲げる行為に関しては第一号に掲げる行為に限る。）、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては同号に規定する保険契約の契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げる行為及び第九号に掲げる行為を除く。）	行為
第三百条第一項第七号	契約者配当又は社員に対する剰余金の分配	契約者割戻し（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第二十一条第一項に規定する契約者割戻しをいう。）
第三百条第一項第八号	第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第百九十四条の三第一項に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第十三条に規定する特定関係者

	第三百条第二項	第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号
	第三百三条	限るものとし、生命保険募集人にあっては生命保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期保険募集人にあっては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限る
	第三百七条の見出し	登録の取消し等
	第三百七条第一項	次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は
		業務の全部若しくは一部
	第三百七条第一項第三号	この法律又はこの法律
		保険募集
		中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律又は同法
		共済募集
		第三号に該当するときは、
		共済募集の停止
		中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第五条第二項各号
		限る

第五章　雑則

（共済団体に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定の適用の特例）

第五十六条　共済団体に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六十五条第一項第三号（同法第百七十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）、この法律」とする。

（認可等の条件）

第五十七条　行政庁は、この法律又はこの法律において準用する保険業法の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

（認可の失効）

第五十八条　共済団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条の認可は、その効力を失う。

一　第四条第一項の共済事業を廃止したとき。

二　解散したとき（設立又は合併（当該合併により共済団体を設立するものに限る。）を無効とする判決が確定したときを含む。）。

三　共済契約の全部に係る共済契約の移転をしたとき。

四　当該認可を受けた日から六月以内に第四条第一項の共済事業を開始しなかったとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ行政庁の承認を受けたときを除く。）。